

## 第 8 回山形家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成 19 年 6 月 29 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時 55 分まで
- 2 開催場所 山形家庭裁判所会議室（5 階）
- 3 出席委員 遠藤正明，小池充夫，斉藤由美子，滝澤孝臣（委員長），濱田宗一，樋口孝司，平野裕子，古川潤，光岡弘志，峯田義郎，門間建夫，吉田邦夫
- 4 列席職員 菊池廣司事務局長，関口実首席家裁調査官，飛嶋章首席書記官，川井潤事務局次長，阿部朋巳総務課長
- 5 議事要旨
  - (1) 山形家庭裁判所長あいさつ  
(岡村稔前委員長及び上杉英司前委員長代理が人事異動により委員を辞任しているため，以下，菊池事務局長及び阿部総務課長が議事を進行した。)
  - (2) 新任委員自己紹介
  - (3) 委員長選出  
委員長には滝澤孝臣委員が互選により選出された。  
(以下，滝澤委員長が議事を進行した。)
  - (4) 委員長代理の指名  
家庭裁判所委員会規則第 6 条 3 項に規定する委員長代理として，光岡弘志委員が指名された。
  - (5) 議題「活発な裁判所委員会」調査について  
地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京）及び司法改革大阪各界懇談会（大阪）という団体からの調査について，回答するか否かについて意見交換がなされた。その結果，前回と同様，委員会としては回答しないとの結論となった。
  - (6) 議題（テーマ）である「少年非行の現状と，その処遇について」について

## 基本統計表の説明

山形家庭裁判所作成の家事・少年事件基本統計表に基づき、平成18年度の山形家庭裁判所管内の事件概況について、少年事件を中心に説明がなされた。

## ビデオの視聴

意見交換に先立ち、家庭裁判所で行われている少年審判手続を理解するための参考として、最高裁作成の広報用ビデオ「少年審判」を視聴した。

## <主な意見>

ビデオの趣旨が家庭裁判所の役割を説明するところにあつたので、そういう意味では分かり易いものであつた。原因が家庭にあって、家庭の中で解決していくという単純なものだったが、恐らく、実際にはもっといろいろな複雑な場面があつて、裁判所の方々の判断も難しいのだろうと思う。短期間であれだけ子どもが心を入れ替えることもあるかも知れないが、実際は難しいのかなとも思う。保護観察の処分になる子や再犯の子もいるが、それが、どれくらいの割合なのか気になった。また、ビデオの少年みみたいなケースはどれくらいの比率なのか教えて欲しい。

以前、似たようなビデオを見たことがある。そのときは農家の方に助けられて少年が立ち直っていく話だったが、今回のビデオは、家庭環境がすごく良かったけれども、現実にはどうなのかなと思った。

調査官の調査で箱庭を利用していたり、試験観察では老人福祉施設でのボランティア活動をしていたが、実際の場面では、あれだけのことをしているのか知りたい。

調査の場面では、非行に走る原因となるような家庭問題等を調査しているようだが、非行事実そのものについても踏み込んだ調査をされるのか、あるいは送致資料だけで終わってしまうのか。

先程のビデオは、平成12年に少年法が改正された後のことで、心理テストやボランティア活動、被害者の意見陳述等のことを全部詰め込み過ぎている。

実際には、全件についてあのとおりやっている訳ではない。当庁に送致される少年の約65パーセントは、既に非行から立ち直ってから来ているという少年たちで、その確認ができれば、それ以上の手当には必要なく、審判不開始・不処分という結果で終わることになる。残りの35パーセントは、いろいろと調査が必要になり、試験観察等も行っているということになる。山形県の非行の特徴としては、都会地のような動機が不明でいきなりオヤジ狩りをするとか、集団非行だが、実はその参加者がお互いに名前も知らないような者同士で、オヤジ狩りをするためだけに集まるとか、そういう非行はほとんどない。山形県の場合、欠損家庭、貧困等の家庭環境から出てくる非行で、学校をさぼって万引きしたり、傷害事件を起こしたりというものが多い。

心理テストでは、箱庭はかなり使用している。少年事件に限らず、家事事件でも小さなこどもの親権を争う事件では、子どもの心理負担がどうなっているのかなどの場面でも使用することがある。

非行事実の調査については、非行事実がないということであれば家庭裁判所に係属しないことになるため、非行事実を明らかにするという作業は必要になる。非行に至る経緯や動機の部分、共犯関係の場合どういう役割を果たしていたか等をはっきりさせる必要があるし、少年の側から見た非行事実もあるが、被害者側がどう非行事実を捉えているかということもある。その結果、非行事実がないとか、あるのかないのかよく分からないという場合には、審判の中で、非行事実の蓋然性を明らかにして、そのあと要保護性ということで少年の問題点の方に踏み込んで行くことになる。非行事実を明らかにしてから、要保護性の調査に入るので、非行事実そのものに争いがある場合には、裁判官に疑義がある旨報告することになり、検察官の関与も当然考えられることになる。

以前、学校の校医をしていたことがあるが、PTAと先生方が対峙して座り、そこで対決が始まったことがある。PTAは先生を責め、学校側も手を焼いている子の親を責める。学校の先生はPTAと対決するだけで、先生は何を教え

るか、親は何を教えるか、これらが分かっていない。一番問題なのは人として生きるということを全然教えていない。少年の非行は、少年を取り巻く親や学校の先生らの言動が遠因となっていると思う。

子どもたちの教育に関して一番大切なのは家族だと思っている。子どもとのコミュニケーションが欠落しているというをよく聞く。学校が悪いとか、先生が悪いとか言うのはやめようという方向になっており、以前は、対決みたいなのがあったのは事実だが、今はそうではなくなっている。いろいろな事件が起きたときに、全て先生が悪いとか、学校が悪いということではないとPTAも分かってきている。

家庭の中で傷付いて非行を犯した少年でも、家庭環境が良好に回復している場合は再犯をしない場合が多い。少年の時代に3回も5回も家庭裁判所に来る子どももいる。そういう子どもたちというのは、保護者に問題がある。そこで改正少年法の中で、家庭裁判所が保護者に直接働き掛けができるようになった。少年への働き掛けだけでなく、保護者自身をどう変容させるかということも視野に入れてやっていかなければならない。18歳、19歳くらいの少年は、親から独立させるための教育をどうしていくかということも考えなくてはならない場合もある。家庭の味とか、暖かみを知らない子どもたちが大人になる、というのは非常に危険なことであり、そういう意味でも補導委託制度というのを活用している。

例えば、鑑別所に2週間入れられる子と4週間入れられる子がいたり、あるいは事実認定の問題でしょうが、家裁で処分される子と検察官に送られて地裁で処分される子がいたりする。いろんなケースがあるだろうが、マスコミでは非常に特異なケースが報道されることが多い。恐らくトータルの数としては減っているのかも知れないが、すごく凶悪な犯罪とかが目立つというのはあると思う。非行の種類がすごく広がっているのに、どこまで、どういう風に対応しているんだろうか、というところに関心がある。普通の家庭の普通の子どもが

想像もつかないところでない事をしてしまったときに、どう対応していくんだらうかというところが気になる。報道の仕方として、今まではどちらかという少年保護の立場で、少年の名前を出さないことが多かったが、あまりにも凶悪な犯罪の時とか、少年が成人になったあとの扱いをどうするかとか、議論するところは沢山あるのかなと思う。本当に家庭裁判所が全てのことに対応しきれているのかお聞きしたい。

確かに、なぜ非行が起きたか分からない、分かりにくい、いくら調査しても分からないというケースはある。そういうのは、かなりマスコミでも報道されるような事件であるが、そういう人間をいろいろな角度から分析していくときに、調査官1人ではどうしても対応しきれないので、調査官が3人掛かりで共同調査をするということもある。重大事件に見られる背景として、いじめや虐待を受けてきたという場合がある。そんな子どもは、ある日、立場を逆転させるときがあるとされており、そういう子どもの犯罪は歯止めが利かない。なぜ歯止めが利かないかという、いじめられていた自分というのは嫌な自分であり、それが逆転して仕返ししている間に、相手が怯えている姿を見て、自分が嫌だった怯えている自分を思い出すことになる。そういう怯えている者が自分の目の前にいるということが非常に嫌なことになり、従ってその子を抹殺しなければならないという心理状態になるので、普通はこの辺で止めるということが全然出来なくなると言われている。

少年をどう更生させるか、そのためにはどうプライバシーを守るかということもあるが、最終的には少年はどこかで社会復帰をする。その社会復帰をするところはどこかの地域であり、その地域はその子を抱えなければならない。その時に、その子がその地域で暮らせるようになるのか、そこまで考えて報道していただきたい。ただ、山形のように狭いところだと、報道しなくてもみんなが知ってしまっているということもある。少年院から復帰してくるときに、自宅に戻せるのか戻せないのか、という調整をする場合もある。慎重に帰住地に

ついて調整しなければならない子どもについては、処遇勧告といって、家庭環境の調整を勧めたり、少年院に入ったときから帰住地について調整するよう勧める場合もある。

子どもたちが立ち直るとか、再犯率が低いということを知ってびっくりしている。立ち直って欲しい子どもたちにとっては、実名や写真での報道はして欲しくない。被害者が意見陳述できるということだが、例えばレイプ事件のように意見陳述出来ない場合もあると思う。そういうときは、被害者の意見をどう伝えていくのか。

家庭裁判所でもそういう被害者に接触するのがいいのかどうか、ということに非常に問題意識を持っており、二次被害は絶対起こさせないという姿勢でやっている。警察にはそれ専門の警察官がいるので、被害者がどういう状況か等の情報収集をしたりしている。

#### (7) 次回の予定

希望する意見交換テーマがあるときは、適宜裁判所に申し出ていただくこととした。テーマは、後日、委員に連絡をする。

#### (8) 次回予定期日

平成20年1月30日(水)午後1時30分から午後4時まで